

総社市告示第 17 号

総社市電気自動車等導入費助成金交付要綱（令和 4 年総社市告示第 98 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 21 日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（助成金の交付対象） 第 3 条 略 2 助成の対象となる電気自動車等は，次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）導入者が<u>令和 8 年 3 月 31 日</u>までに契約を締結したもの （2）及び（3）略 3 略	（助成金の交付対象） 第 3 条 略 2 助成の対象となる電気自動車等は，次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）導入者が<u>令和 7 年 3 月 31 日</u>までに契約を締結したもの （2）及び（3）略 3 略

附 則
この告示は，公布の日から施行する。